

【申請募集】 令和7年度 地域国際化推進活動支援事業 ご案内

(公財) 福岡県国際交流センターでは、県内に活動基盤を置く民間団体が行う、県民主体の草の根国際交流活動を促進し、地域の国際化を推進することを目的として、その活動を支援します。

募集概要は下記のとおりです。詳しくは「地域国際化推進活動支援事業実施要綱」をご覧ください。

■支援対象団体■

以下のすべての要件を備える団体

- (1) 福岡県内に活動の基盤を有しているもの
- (2) 国又は地方公共団体から定期的に助成を受けていないこと
- (3) 非営利団体であること
- (4) 政治活動又は宗教活動に関しないもの
- (5) 暴力団員でないこと又は暴力団員と密接に関係しないもの

■支援対象事業■

※県内において申請団体が直接実施するもので、次のいずれかに該当し、事業が4月1日から翌年3月20日までに実施されるもの

- (1) 在住外国人(留学生含む)との交流事業・在住外国人(留学生含む)生活相談等支援事業
- (2) 青少年の国際理解を目的とした事業
- (3) 地域住民の多文化共生を目的とした国際理解・交流事業
- (4) その他、地域の国際化推進に寄与する活動

■支援内容■

- (1) 1件あたりの経費支援額は、対象経費合計の1/2以内の額(千円未満切捨て)とし、20万円を限度とする
対象経費：人件費、交通費、宿泊費、会場費、広報費、印刷製本費(詳細は要綱参照)
- (2) 広報協力

■申請時期■

随時。但し、原則として事業実施の4ヶ月前までに提出すること。

- * 本事業は令和7年度事業であるため、理事会の承認を受けた上で実施するものです。
- * 交付決定額の合計が当該年度予算の上限に達した場合、受付は終了とします。

*** 申請にあたっての注意 ***

- ① 申請書提出は持参に限ります。事前に当センターと日時を打合せの上、持参してください。
- ② 申請にあたっては「地域国際化推進活動支援事業実施要綱」をよくお読みください。
- ③ ご不明点などありましたら当センターまでお気軽にお問合せください。
- ④ 申請手続きの流れにつきましては裏面をご参照ください。実施要綱・申請書はホームページからダウンロード可能です。
- ⑤ 審査会出席に伴う旅費等の一切の費用は、申請団体にご負担いただきます。
- ⑥ 「地域国際化推進活動支援事業」に決定した事業については、申請団体名、支援内容及び支援金額について当財団のHPにて公表いたします。また、申請団体に、当センターからの国際交流に関する調査にご協力いただく場合がございます。

お問い合わせ・実施要綱・申請書のご請求はこちらへ

公益財団法人福岡県国際交流センター
〒810-0001 福岡市中央区天神 1-1-1 アクロス福岡 8 階
TEL 092-725-9204・FAX 092-725-9205 <https://fief.or.jp>

地域国際化推進活動支援事業実施手続きの流れ

